

愛媛県キャリア形成プログラムの改定について

愛媛県キャリア形成プログラムを下記のとおり、改定することとしたい。

1. 義務年限等に関する取扱いの変更

(1) 膠原病内科・血液内科について

【改定内容】

- キャリア形成期間中に限り、1年間を超える県中核病院での勤務期間も、義務年限に算入する。

※県中核病院…愛媛大学医学部附属病院、県立中央病院 四国がんセンター、
愛媛医療センター、松山赤十字病院

	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
	キャリア形成期間			地域医療貢献期間			
改定前	県中核(1年まで可)、地域中核、地方拠点			地域中核、地方拠点		地方拠点	
改定後	県中核、地域中核、地方拠点			地域中核、地方拠点		地方拠点	

【背景】

膠原病内科・血液内科領域では、専門医の数が圧倒的に不足、かつ、中予地域に集中しており、特に東予・南予地域においては、大学からの非常勤医派遣や、患者の長距離通院に依存している状況。

同領域の医療提供体制の確保にあたっては、若手医師の養成が急務となっているが、県中核病院以外の病院には専門医がほとんど在席しておらず、若手医師を指導する環境にないことが課題。

このため、教育・指導体制が整備されている県中核病院において若手医師を集中的・効率的に養成することが重要であり、同領域を「特定診療科」に指定し、専門医を目指す若手医師のキャリア形成を支援することが必要である。

(2) 病理診断科について

【改定内容】

- 県中核病院での勤務について、全期間、義務年限に算入可能とする。

	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
改定前	県中核(1年まで可)、地域中核、地方拠点			地域中核、地方拠点		地方拠点	
改定後	県中核(全期間可)、地域中核、地方拠点						

【背景】

全国的に病理医不足が深刻化する中、県内の病理医は30名に満たない状況にあり、また、その7割が50歳以上であるなど、将来的な病理診断体制の維持・確保のためには、若手医師の育成が急務。

一方、病理医育成のためには「特殊設備」や「技術スタッフ」等が揃った指導・教育環境を整備することが必要であるが、県中核病院以外の病院では、同様の体制を整備することは、極めて困難。

また、県中核病院には県内各地の医療機関から多くの病理標本等が搬送されているが、いずれの病院も病理医の不足が著しく、対応できない一部標本は、県外の大学等へ依頼(搬送)している状況。

このため、教育・指導体制が整備されている県中核病院において若手医師を育成しながら地域ニーズに対応できる体制を整備することが必要である。

(3) 新生児内科について

【改定内容】

- ・総合周産期母子医療センター（県立中央病院）の新生児内科で勤務する場合は、全期間、義務年限に算入可能とする。

	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
改定前	県中核(1年まで可)、地域中核、地方拠点			地域中核、地方拠点		地方拠点	
改定後	県中核(1年まで可)、地域中核、地方拠点			地域中核、地方拠点		地方拠点	
※総合周産期母子医療センター(県立中央病院)新生児内科は全期間可							

【背景】

県立中央病院は県内唯一の「総合周産期母子医療センター」として、24時間体制でハイリスク妊娠・分娩の母体や超低出生体重児、先天異常などの病的新生児を受け入れている。

このような中、同院新生児内科への入院患者は年々増加している一方、医師の確保は進んでおらず、同科においては、長期にわたり少数の医師に過度の負担が集中している状況にある。

同センターにおける新生児内科体制を維持・確保するためには、更なる医師確保は必須であり、地域枠医師等が配置された場合でも、義務中断等の不利益を被ることなく、安心して同科で勤務しながらキャリア形成できる体制を早急に整備することが必要である。

(4) 法医学について

【改定内容】

- ・地域枠医師が法医学を専攻することを可能とする。
- ・県中核病院での勤務について、全期間、義務年限に算入可能とする。

	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
改定前	— (専攻不可)						
改定後	県中核(全期間可)						

【背景】

法医学専攻医師（法医）は、事件や事故に関わる医学的事項を解決して法的責任を解明し、安全・安心な社会の維持に貢献するという重要な役割があるが、全国の法医の数は140名程度に過ぎず、また、全国的に法医を志望する医師は年間数名程度しかいない状況。

近年、法医解剖需要が増加する中、愛媛大学は愛媛県で唯一の司法解剖受託機関として県下全域の法医解剖を担当しているが、有資格者は1名のみであり、入局者も10年に1名程度であるなど、若手医師の確保が喫緊の課題となっている。

適切な法医解剖体制を確保できない場合、正確な死因究明ができず、犯罪の見逃し等につながりかねないことから、地域枠医師にも広く法医学への道（選択肢）を用意し、次代を担う法医人材を早急に確保する必要がある。

(5) 公衆衛生について

【改定内容】

- ・ 地域枠医師が公衆衛生を専攻することを可能とする。
- ・ 県庁（本庁）及び県内の保健所（西条保健所、四国中央保健所、今治保健所、中予保健所、宇和島保健所、八幡浜保健所、松山市保健所）を指定医療機関等として指定する。
- ・ 県庁及び県内の保健所での勤務について全期間、義務年限に算入可能とする。

	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
改定前	—（専攻不可）						
改定後	県庁(本庁)又は県内の保健所						

【背景】

公衆衛生医師は、公衆衛生、予防医学の視点に立って地域住民の健康を支える重要な役割があるが、全国的に公衆衛生を志望する医師は少なく、その確保が課題となっている。

昨今猛威を振った新型コロナウイルス感染症の流行時には、公衆衛生医師の活躍がめざましく、その重要性が改めて認識された中であって、愛媛県が設置する保健所の医師数は7名のみであり、年齢内訳も50代以上が5名、30代以下が2名であるなど、若手医師の確保が喫緊の課題となっている。

安定的な公衆衛生体制を確保するためには、地域枠医師にも広く公衆衛生への道（選択肢）を用意し、次代を担う公衆衛生人材を早急に確保する必要がある。

(6) 子ども療育センターについて

【改定内容】

- ・ 子ども療育センターを指定医療機関として指定する。

【背景】

愛媛県立子ども療育センターについて、愛媛大学医学部への寄附講座「児童精神医学講座」「小児・思春期療育学講座」のサテライトセンター（臨床研修・実習教育拠点）に位置づけられたことから、地域枠医師の配置対象となる指定医療機関として指定するものである。

【地域枠医師配置対象医療機関の指定要件】

次のいずれかに該当する医療機関のうちから知事が指定する。

- ① 愛媛県又は愛媛県内の市町が設置している医療機関
- ② 愛媛県保健医療計画において重要な位置付けがなされている医療機関
- ③ **愛媛大学医学部が地域医療を担う医師の育成等に資するためサテライトセンター（臨床研究・実習教育拠点）を設置している医療機関**
- ④ 愛媛県庁（本庁）及び県内の保健所（公衆衛生を専攻する場合に限る）

2. その他文言等に関する修正

キャリア形成プログラム内の文言等について、追記・修正する。

- ・ 初期臨床研修 → 臨床研修
- ・ 後期臨床研修期間 → キャリア形成期間（専門研修期間） 等

愛媛県キャリア形成プログラム

1 背景・目的

○本キャリア形成プログラムは、医療法第30条の23第2項第1号及び第30条の25第1項第5号に基づき策定するものである。

○本キャリア形成プログラムは、地域医療へ貢献する意思を有する医学生に対して地域医療に対する意識の涵養を図り、学生の期間を通じて、地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援することを目的としている*。

※尚、医学生を対象とした計画を「キャリア形成卒前支援プラン」といい、当プランにおいて策定した地域医療に関する実習や講義などを「卒前支援プロジェクト」という。

○本キャリア形成プログラムは、本県内の地域枠医師等が将来、医師として県内で地域医療に従事するに当たり、卒後年数に応じたキャリア形成を図り、地域医療貢献期間満了後も本県の地域医療を支える担い手として定着し活躍できるよう、関係機関の協力のもと、育成を図ることを目的としている。

2 キャリア形成卒前支援プラン（医学生向け）

（1）対象者

- ① 愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例に基づき奨学金の貸与を受けた学生
- ② 愛媛県選出の自治医科大学の学生
- ③ その他キャリア形成プログラムの適用を希望する学生

（2）キャリア形成卒前支援プランの適用について

- ① 対象者は、入学するまでにキャリア形成卒前支援プランに同意するものとする。
- ② キャリア形成プログラムの適用の同意の際に、キャリア形成卒前支援プランの適用について理解を得た場合は、当プランの適用を受けることについても同意したこととする。

（3）キャリア形成卒前支援プランの休止について

キャリア形成卒前支援プランについて、対象学生から休止の申出を受けた際、当プランの適用を休止することを可能とする。ただし、休止中であっても、卒業後はキャリア形成プログラムを適用する。

（4）対象期間

キャリア形成卒前支援プランの卒前支援プロジェクト対象期間は、入学時又は、キャリア形成プログラムへの適用の同意を得た時から卒業時までとする。

（5）卒前支援プロジェクトの内容について

当プロジェクトのカリキュラムに基づき、実習や講義などを受講することとし、地域医療に対する意識の涵養に努めること。

(6) 卒前支援プロジェクトのモデルコース例

学年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
臨床実習・ワークショップ	【愛大】地域医療ワークショップ(準正課・選択)					
	【愛大】早期医療体験実習(正課・必修)			【愛大】地域医療現場における臨床実習(正課・必修)		
	【愛大】実地医療体験実習(9月)(準正課・選択)				【自治医大】地域医療Ⅱ実習(必修)	【自治医大】都道府県拠点病院実習(必修)
地域病院見学・交流	【センター】地域病院見学バスツアー(年数回)					
	【県・各市町・センター】地域医療実習(8~9月)					
	【県・センター】医学生サマーセミナー(8月)					
その他	【県・センター】説明会・意見交換会					【県・センター】説明会・意見交換会
	【県・センター】個人面談(随時)					

※【主催】県…愛媛県、愛大…愛媛大学、自治医大…自治医科大学、センター…地域医療支援センター

注) 各項目の詳細は別紙「愛媛県卒前支援プロジェクト」を参照すること。

3 キャリア形成プログラム（医師向け）

（1）対象者

- ① 愛媛県の奨学金の貸与を受けた地域枠医師※（以下「地域枠医師」という。）
※ 愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例に基づき奨学金の貸与を受けた者。
- ② 愛媛県選出の自治医科大学を卒業した医師（以下「自治医科大学卒業医師」という。）
- ③ その他キャリア形成プログラムの適用を希望する医師

（2）共通事項

- ① 配置先の考え方
 - ・臨床研修（2年間）は、原則、愛媛県内の臨床研修病院で行う。
 - ・臨床研修修了後の対象期間は、原則、愛媛県内の医療機関において就業する。
 - ・キャリア形成プログラムの各コースの就業先を設定する際には、医師が不足している地域における医師の確保と、対象医師の能力の開発・向上の両立というキャリア形成プログラムの目的が達成されるよう留意する。
- ② キャリア形成プログラムの適用
 - ・対象者が6年生に進級する際に、卒業後にキャリア形成プログラムの適用を受けることについて、同意するものとする。
 - ・臨床研修2年目の別途知事が定める時期に、キャリア形成プログラムの中から、具体的なコースを選択する。
 - ・コース選択後に新たに策定されたコースへの変更を希望する場合は、知事に対し変更申請を行うものとする。知事は当該申請を受け、コース変更の可否を決定する。
 - ・特定のコースに希望が集中した場合や愛媛県が政策的に医師の確保を図ろうとする診療科への希望が少ない場合等には、面談等を実施する等して、調整を行うものとする。
 - ・（1）①及び②に該当する者は、家族の介護等のやむを得ない事情がある場合を除き、キャリア形成プログラムを満了することを奨学金返還の免除要件とする。

（3）地域枠医師

- ① コース選択
 - ・地域医療に貢献できる専門性を養うため、基本領域の専門医の資格を取得するために必要な要件を満たすことができるよう考慮し、「4（1）② 診療科別モデルコース」に示すコースの中から選択するものとする。
- ② 臨床研修
 - ・愛媛大学医学部附属病院
- ③ 対象医療機関等
 - ・対象医療機関等は、別紙のとおり、機能別医療機関群に分類する。
- ④ 対象期間（義務年限期間）
9年間

- ⑤ 義務年限の中断
- ・ 休職、停職、育児休業（育児短時間勤務等により所定の勤務をしなかった時間を含む。）又は介護休業等の期間
 - ・ 臨床研修の修了後に行う専門的な臨床研修等（3年を超えない範囲で知事が認めるものに限る。）
 - ・ 医学の学位の取得を行う場合（大学院の履修期間を上限に知事が認める期間）
 - ・ 医学修得のための留学（国内含む）又は特段の理由により県内で臨床研究を行う場合（2年を上限に知事が認める期間）
 - ・ 専門医取得のために、やむを得ない事情によりキャリア形成プログラムの診療科別モデルコースに記載のキャリア形成期間を超えて研修を要する場合又は同期間中に指定医療機関群に含まれない医療機関において研修する場合（必要最小の年数で知事が認める期間）
- ⑥ 非常勤勤務の取扱い
- ・ 義務年限の中断中の地域枠医師（臨床研修中は除く。義務年限対象外を含む。）が、あらかじめ県が指定する医療機関に非常勤で勤務した場合に、勤務日数に応じて義務年限に算入する。

（4）自治医科大学卒業医師

- ① コース選択
- ・ 地域医療に貢献できる専門性を養うため、基本領域 19 診療科のうち、特に地域からの需要が高い内科、小児科、整形外科、産婦人科、救急科及び総合診療科の専門医の資格を取得するために必要な要件を満たすことができるよう考慮し、「4（2）② 診療科別モデルコース」に示すコースの中から選択するものとする。
 - ・ 症例及び指導体制の関係から基幹施設での研修が1年を超える期間必要な特定診療科（「オ 救急科」）を選択する場合、1年を限度として、連携施設での研修に替えて基幹施設での研修を認める。
- ② 臨床研修
- ・ 県立中央病院
- ③ 対象期間（義務年限期間）
- 修学資金貸与期間（在学期間）の1.5倍の期間
- ④ 義務年限の中断
- ・ 休職（育児休業、介護休業及び配偶者同行休業を含む。）又は停職の期間
 - ・ 育児短時間勤務する場合において、その期間が通算5年を超えたときは、その超えた月数
 - ・ 修学生の責めによる理由により臨床研修の期間が2年を超える場合は、その超えた月数

4 診療科別モデルコース

(1) 地域枠医師

① 配置方針

機能的区分		臨床研修期間	キャリア形成期間 (専門研修期間) ※1	地域医療貢献期間 ※2
		1～2年目	3～5年目	6～9年目
県中核病院	全県的な機能を担うと位置付けられた病院 ※県がん診療連携拠点病院・ 基幹災害拠点病院など	愛媛大学医学部 附属病院のアイ(愛)プ ログラムに限る。 【算入】	原則、キャリア形成 期間(専門研修期 間)のうち1年間に 限り配置可 【算入】	原則、配置しない
地域中核病院	各保健医療圏で中心的な機能を担 うと位置付けられた病院 ※地域がん診療連携拠点病院 ・災害拠点病院など	配置しない	配置可 【算入】	配置可 【算入】
地方拠点 病院	県中核病院及び地域中核病院以外 の病院	配置しない	配置可 【算入】	配置可 【算入】
へき地 診療所	国保診療所等	配置しない	原則配置しない 【配置した場合は算入】	
公衆衛生 関係機関	県庁(本庁)及び県内の保健所	配置しない	配置可 【算入】	配置可 【算入】

<医療機関群>

機能的区分	対象医療機関等
県中核病院	<5病院> 愛媛大学医学部附属病院、県立中央病院、四国がんセンター、愛媛医療センター、松山赤十字病院
地域中核病院	<7病院> 四国中央病院、県立新居浜病院、住友別子病院、県立今治病院、済生会今治病院、市立八幡浜総合 病院、市立宇和島病院
地方拠点病院	<24病院> H I T O病院、愛媛労災病院、十全総合病院、十全ユリノキ病院、西条市立周桑病院、済生会西条 病院、西条中央病院、正光会今治病院、今治市医師会市民病院、心と体の健康センター、子ども療 育センター、久万高原町立病院、市立大洲病院、喜多医師会病院、平成病院、西予市立野村病院、 西予市立西予市民病院、宇和島市立吉田病院、宇和島市立津島病院、正光会宇和島病院、J C H O 宇和島病院、鬼北町立北宇和病院、県立南宇和病院、国保一本松病院
公衆衛生関係機関	<8機関> 県庁(本庁)、四国中央保健所、西条保健所、今治保健所、中予保健所、八幡浜保健所、宇和島保 健所、松山市保健所

※1 キャリア形成期間(専門研修期間)について

- ・キャリア形成期間とは、臨床研修の修了後に行う専門的な研修を行う期間を指します。

※2 地域医療貢献期間について

- ・地域医療貢献期間とは、キャリア形成期間(専門研修期間)を通して得た知識や技能等を活用し、地域医療に
貢献する期間を指します。
- ・地域医療貢献期間の前半は地域中核病院、後半は地方拠点病院に配置することを基本とします。

【義務年限への算入の考え方について】

- ① 県中核病院での勤務期間は、原則1年間のみ義務年限に算入します。
- ② 特定診療科(救急科、精神科、呼吸器内科、膠原病内科、血液内科)については、キャリア形成期間中に
限り1年間を超える県中核病院での勤務期間も義務年限に算入します。
- ③ 病理診断科及び法医学については、県中核病院での勤務期間の全ての期間を義務年限に算入します。
- ④ 公衆衛生については、配置対象機関(県庁(本庁)及び県内の保健所)での勤務期間の全ての期間を
義務年限に算入します。
- ⑤ 総合周産期母子医療センター(県立中央病院)の新生児内科で勤務する場合は、全ての期間を義務年限に
算入します。

② 診療科別モデルコース（臨床研修期間の記載は省略）

[基本領域関係]

ア 内科

卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
キャリア形成期間（専門研修期間）			地域医療貢献期間			
基幹施設	連携施設（関連施設を含む。）		地域中核病院 地方拠点病院		地方拠点病院	
愛媛大学医学部附属病院	（県中核）愛媛医療センター（義務年限に算入されない。） 松山赤十字病院（義務年限に算入されない。） 四国がんセンター（義務年限に算入されない。） 県立中央病院（義務年限に算入されない。） （地域中核）県立新居浜病院 住友別子病院 県立今治病院 済生会今治病院 市立八幡浜総合病院 市立宇和島病院 （地方拠点）HITO病院 愛媛労災病院 十全総合病院 西条市立周桑病院 済生会西条病院 西条中央病院 久万高原町立病院 市立大洲病院 喜多医師会病院 西予市立野村病院 西予市立西予市民病院 宇和島市立津島病院 JCHO宇和島病院 県立南宇和病院 愛南町国保一本松病院					
県立中央病院	（県中核）愛媛大学医学部附属病院（義務年限に算入されない。） 四国がんセンター（義務年限に算入されない。） （地域中核）県立新居浜病院 県立今治病院 市立八幡浜総合病院 （地方拠点）久万高原町立病院 西予市立野村病院 西予市立西予市民病院 鬼北町立北宇和病院 県立南宇和病院					
松山赤十字病院	（県中核）愛媛大学医学部附属病院（義務年限に算入されない。） 愛媛医療センター（義務年限に算入されない。） （地域中核）市立八幡浜総合病院 市立宇和島病院 （地方拠点）西条中央病院 市立大洲病院 西予市立野村病院					
住友別子病院	（県中核）愛媛大学医学部附属病院（1年のみ義務年限に算入可能。） （地域中核）済生会今治病院 （地方拠点）HITO病院 西条中央病院					
HITO病院	（県中核）愛媛大学医学部附属病院（1年のみ義務年限に算入可能。） （地域中核）住友別子病院					

イ 小児科

卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
キャリア形成期間（専門研修期間）			地域医療貢献期間			
基幹施設	連携施設（関連施設を含む。）		地域中核病院 地方拠点病院		地方拠点病院	
愛媛大学医学部附属病院	（県中核） 県立中央病院（義務年限に算入されない。） 松山赤十字病院（義務年限に算入されない。） 愛媛医療センター（義務年限に算入されない。） （地域中核） 四国中央病院 県立新居浜病院 県立今治病院 済生会今治病院 市立八幡浜総合病院 市立宇和島病院 （地方拠点） 西条中央病院					
松山赤十字病院	（県中核） 県立中央病院（義務年限に算入されない。） 愛媛大学医学部附属病院（義務年限に算入されない。） （地域中核） 済生会今治病院 市立宇和島病院					

※ 総合周産期母子医療センター（県立中央病院）の新生児内科で勤務する場合は、全ての期間を義務年限に算入する。

ウ 皮膚科

卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
キャリア形成期間（専門研修期間）					地域医療貢献期間	
基幹施設	連携施設（関連施設を含む。）		地方拠点病院			
愛媛大学医学部附属病院	（県中核） 県立中央病院（義務年限に算入されない。） 松山赤十字病院（義務年限に算入されない。） （地域中核） 県立今治病院 済生会今治病院 市立宇和島病院					

エ 精神科

卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
キャリア形成期間（専門研修期間）			地域医療貢献期間			
基幹施設	連携施設（関連施設を含む。）		地域中核病院 地方拠点病院		地方拠点病院	
愛媛大学医学部附属病院	（県中核） 愛媛大学医学部附属病院 松山赤十字病院 （地域中核） 四国中央病院 （地方拠点） 十全ユリノキ病院 正光会今治病院 心と体の健康センター 平成病院 正光会宇和島病院					

才 外科

卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
キャリア形成期間（専門研修期間）			地域医療貢献期間			
基幹施設	連携施設（関連施設を含む。）					
愛媛大学医学部附属病院	（県中核） 県立中央病院（義務年限に算入されない。） 四国がんセンター（義務年限に算入されない。） 松山赤十字病院（義務年限に算入されない。） 愛媛医療センター（義務年限に算入されない。） （地域中核） 四国中央病院 住友別子病院 県立新居浜病院 県立今治病院 済生会今治病院 市立宇和島病院 （地方拠点） HITO病院 愛媛労災病院 十全総合病院 済生会西条病院 西条中央病院 市立大洲病院 西予市立西予市民病院 JCHO宇和島病院		地域中核病院 地方拠点病院		地方拠点病院	
県立中央病院	（県中核） 愛媛大学医学部附属病院（義務年限に算入されない。） （地域中核） 県立新居浜病院 県立今治病院					
松山赤十字病院	（県中核） 愛媛大学医学部附属病院（義務年限に算入されない。）					
市立宇和島病院	（県中核） 愛媛大学医学部附属病院（1年のみ義務年限に算入可能。） （地方拠点） 西予市立西予市民病院					

力 整形外科

卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
キャリア形成期間（専門研修期間）			地域医療貢献期間			
基幹施設	連携施設（関連施設を含む。）					
愛媛大学医学部附属病院	（県中核） 県立中央病院（義務年限に算入されない。） 松山赤十字病院（義務年限に算入されない。） 愛媛医療センター（義務年限に算入されない。） （地域中核） 県立新居浜病院 県立今治病院 市立宇和島病院 （地方拠点） HITO病院 西条市立周桑病院 済生会西条病院 西条中央病院 市立大洲病院 西予市立野村病院 西予市立西予市民病院 JCHO宇和島病院 県立南宇和病院		地域中核病院 地方拠点病院		地方拠点病院	
県立中央病院	（県中核） 松山赤十字病院（義務年限に算入されない。） 愛媛大学医学部附属病院（義務年限に算入されない。） 愛媛医療センター（義務年限に算入されない。） （地域中核） 県立新居浜病院 県立今治病院 市立宇和島病院 （地方拠点） HITO病院 西条市立周桑病院 済生会西条病院 西条中央病院 市立大洲病院 西予市立野村病院 西予市立西予市民病院 JCHO宇和島病院 県立南宇和病院					

キ 産婦人科

卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
キャリア形成期間（専門研修期間）			地域医療貢献期間			
基幹施設	連携施設（関連施設を含む。）		地域中核病院 地方拠点病院		地方拠点病院	
愛媛大学医学部附属病院	（県中核） 県立中央病院（義務年限に算入されない。） 松山赤十字病院（義務年限に算入されない。） （地域中核） 県立新居浜病院 県立今治病院 市立宇和島病院 （地方拠点） 愛媛労災病院					
県立中央病院	（県中核） 四国がんセンター（義務年限に算入されない。） 愛媛大学医学部附属病院（義務年限に算入されない。） （地域中核） 県立新居浜病院 県立今治病院 市立宇和島病院					

ク 眼科

卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
キャリア形成期間（専門研修期間）				地域医療貢献期間		
基幹施設	連携施設（関連施設を含む。）			地域中核病院 地方拠点病院		地方拠点病院
愛媛大学医学部附属病院	（県中核） 県立中央病院（義務年限に算入されない。） 松山赤十字病院（義務年限に算入されない。） （地域中核） 住友別子病院 市立八幡浜総合病院 市立宇和島病院 （地方拠点） 十全総合病院 西条市立周桑病院 済生会西条病院 市立大洲病院					

ケ 耳鼻咽喉科

卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
キャリア形成期間（専門研修期間）				地域医療貢献期間		
基幹施設	連携施設（関連施設を含む。）			地域中核病院 地方拠点病院		地方拠点病院
愛媛大学医学部附属病院	（県中核） 県立中央病院（義務年限に算入されない。） 松山赤十字病院（義務年限に算入されない。） 四国がんセンター（義務年限に算入されない。） （地域中核） 県立新居浜病院 県立今治病院 市立八幡浜総合病院 市立宇和島病院 （地方拠点） HITO病院 十全総合病院					

コ 泌尿器科

卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
キャリア形成期間（専門研修期間）				地域医療貢献期間		
基幹施設	連携施設（関連施設を含む。）			地域中核病院 地方拠点病院	地方拠点病院	
愛媛大学医学部附属病院	（県中核） 県立中央病院（義務年限に算入されない。） 四国がんセンター（義務年限に算入されない。） 松山赤十字病院（義務年限に算入されない。） （地域中核） 住友別子病院 県立今治病院 済生会今治病院 市立八幡浜総合病院 市立宇和島病院 （地方拠点） 市立大洲病院					

サ 脳神経外科

卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
キャリア形成期間（専門研修期間）				地域医療貢献期間		
基幹施設	連携施設（関連施設を含む。）			地域中核病院 地方拠点病院	地方拠点病院	
愛媛大学医学部附属病院	（県中核） 県立中央病院（義務年限に算入されない。） （地域中核） 県立新居浜病院 県立今治病院 済生会今治病院 市立宇和島病院 （地方拠点） HITO病院 愛媛労災病院 十全総合病院 済生会西条病院					

シ 放射線科

卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
キャリア形成期間（専門研修期間）				地域医療貢献期間		
基幹施設	連携施設（関連施設を含む。）			地域中核病院 地方拠点病院	地方拠点病院	
愛媛大学医学部附属病院	（県中核） 県立中央病院（義務年限に算入されない。） 四国がんセンター（義務年限に算入されない。） 松山赤十字病院（義務年限に算入されない。） （地域中核） 県立新居浜病院 県立今治病院 済生会今治病院 市立宇和島病院					

ス 麻酔科

卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
キャリア形成期間（専門研修期間）				地域医療貢献期間		
基幹施設	連携施設（関連施設を含む。）			地域中核病院 地方拠点病院	地方拠点病院	
愛媛大学医学部附属病院	（県中核） 県立中央病院（義務年限に算入されない。） 四国がんセンター（義務年限に算入されない。） 松山赤十字病院（義務年限に算入されない。） （地域中核） 県立新居浜病院 住友別子病院 県立今治病院 市立八幡浜総合病院 市立宇和島病院 （地方拠点） 十全総合病院 市立大洲病院					
県立中央病院	（県中核） 愛媛大学医学部附属病院（義務年限に算入されない。） （地域中核） 県立新居浜病院 県立今治病院 （地方拠点） HITO病院					

セ 病理診断

卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
キャリア形成期間（専門研修期間）			地域医療貢献期間			
基幹施設	連携施設（関連施設を含む。）		<p style="text-align: center;"> 県中核病院 地域中核病院 地方拠点病院 </p>			
愛媛大学医学部附属病院	<p>（県中核）愛媛大学医学部附属病院 県立中央病院 四国がんセンター 松山赤十字病院 愛媛医療センター</p> <p>（地域中核）県立新居浜病院 県立今治病院 市立八幡浜総合病院 市立宇和島病院</p> <p>（地方拠点）HITO病院 愛媛労災病院 済生会西条病院 JCHO宇和島病院 県立南宇和病院</p>					

ソ 臨床検査科

卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
キャリア形成期間（専門研修期間）			地域医療貢献期間			
基幹施設	連携施設（関連施設を含む。）		<p style="text-align: center;"> 地域中核病院 地方拠点病院 </p>		<p style="text-align: center;"> 地方拠点病院 </p>	
愛媛大学医学部附属病院	<p>連携施設なし（義務年限に算入されない。） ※詳細については要協議</p>					

タ 救急科

卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
キャリア形成期間（専門研修期間）						地域医療貢献期間
救急科医になるため、内科、外科等の他の基本領域専門研修プログラムを履修することも可能。						<p style="text-align: center;"> 地方拠点病院 </p>
基幹施設	連携施設（関連施設を含む。）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県中核病院（義務年限に算入されない） ・ 地域中核病院 ・ 地方拠点病院 			
愛媛大学医学部附属病院	<p>（県中核）愛媛大学医学部附属病院 県立中央病院 松山赤十字病院</p> <p>（地域中核）県立新居浜病院 県立今治病院 済生会今治病院 市立八幡浜総合病院 市立宇和島病院</p>					
県立中央病院	<p>（県中核）愛媛県立中央病院</p> <p>（地域中核）県立新居浜病院 県立今治病院 市立宇和島病院</p> <p>（地方拠点）西予市立野村病院 西予市立西予市民病院 県立南宇和病院</p>					

チ 形成外科

卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
キャリア形成期間（専門研修期間）				地域医療貢献期間		
基幹施設	連携施設（関連施設を含む。）			地域中核病院 地方拠点病院	地方拠点病院	
愛媛大学医学部附属病院	（地域中核）市立宇和島病院 （地方拠点）県立南宇和病院					
県立中央病院	（地方拠点）県立南宇和病院					

ツ リハビリテーション科

卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
キャリア形成期間（専門研修期間）				地域医療貢献期間		
基幹施設	連携施設（関連施設を含む。）			地域中核病院 地方拠点病院	地方拠点病院	
愛媛大学医学部附属病院	（県中核）松山赤十字病院（義務年限に算入されない。） （地方拠点）JCHO宇和島病院					

テ 総合診療科

卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
キャリア形成期間（専門研修期間）				地域医療貢献期間		
基幹施設	連携施設（関連施設を含む。）			地域中核病院 地方拠点病院	地方拠点病院	
愛媛大学医学部附属病院	（県中核）県立中央病院（義務年限に算入されない。） 松山赤十字病院（義務年限に算入されない。） 愛媛医療センター（義務年限に算入されない。） （地域中核）住友別子病院 県立新居浜病院 県立今治病院 済生会今治病院 市立八幡浜総合病院 市立宇和島病院 （地方拠点）HITO病院 十全総合病院 西条市立周桑病院 済生会西条病院 久万高原町立病院 市立大洲病院 西予市立野村病院 西予市立西予市民病院 宇和島市立津島病院 JCHO宇和島病院 県立南宇和病院 愛南町国保一本松病院					
県立中央病院	（県中核）愛媛大学医学部附属病院（義務年限に算入されない。） （地域中核）県立新居浜病院 県立今治病院 市立八幡浜総合病院 市立宇和島病院 （地方拠点）久万高原町立病院 西予市立野村病院 西予市立西予市民病院 鬼北町立北宇和病院 県立南宇和病院					
HITO病院	（地域中核）四国中央病院 県立新居浜病院					
十全総合病院	（地方拠点）西条中央病院 県立南宇和病院					

[社会医学関係]

ア 法医学

卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
キャリア形成期間（専門研修期間）※				地域医療貢献期間		
県中核病院						

※ 法医認定医の資格を取得可能。

イ 公衆衛生

卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
キャリア形成期間（専門研修期間）※			地域医療貢献期間			
公衆衛生関係機関						

※ 社会医学系専門医の資格を取得可能。

(2) 自治医科大学卒業医師

① 配置方針

臨床研修期間	キャリア形成期間 (専門研修期間)		へき地勤務等
1～2年目	3～4年目	5年目	6～9年目
県立中央病院	専門研修 連携施設 (特定診療科)	専門研修 基幹施設	市町から配置要望のある 公立病院若しくは診療所 又は県立病院

② 診療科別モデルコース (臨床研修期間の記載は省略)

ア 内科

卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
キャリア形成期間 (専門研修期間)						
連携施設 (関連施設を含む。)		基幹施設				
県立新居浜病院 県立今治病院 久万高原町立病院 市立八幡浜総合病院 西予市立西予市民病院 西予市立野村病院 伊方町国保瀬戸診療所 鬼北町立北宇和病院 松野町国保中央診療所 県立南宇和病院 愛南町国保内海診療所		県立中央病院				
県立新居浜病院 県立今治病院 西条市立周桑病院 久万高原町立病院 市立大洲病院 市立八幡浜総合病院 西予市立西予市民病院 西予市立野村病院 伊方町国保瀬戸診療所 市立宇和島病院 宇和島市立津島病院 松野町国保中央診療所 県立南宇和病院 愛南町国保一本松病院 愛南町国保内海診療所		愛媛大学医学部附属病院				市町から配置要望のある 公立病院若しくは診療所 又は県立病院

イ 小児科

卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
キャリア形成期間（専門研修期間）			市町から配置要望のある 公立病院若しくは診療所 又は県立病院 (内科への配置を基本とする)			
連携施設（関連施設を含む。）		基幹施設				
県立新居浜病院 県立今治病院 市立八幡浜総合病院 市立宇和島病院		愛媛大学医学部附属病院				

※ キャリア形成期間を5～7年目に変更することを可能とする。ただし、基幹施設での研修は原則5年目とする。

※ 総合周産期母子医療センター(県立中央病院)の新生児内科で勤務する場合は、全ての期間を義務年限に算入する。

ウ 整形外科

卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	
キャリア形成期間（専門研修期間）			市町から配置要望のある 公立病院若しくは診療所 又は県立病院				
連携施設（関連施設を含む。）							基幹施設
県立新居浜病院 県立今治病院 西条市立周桑病院 市立大洲病院 西予市立野村病院 市立宇和島病院 県立南宇和病院							県立中央病院 (うち6か月愛媛大学 医学部附属病院)
県立新居浜病院 県立今治病院 西条市立周桑病院 市立大洲病院 西予市立野村病院 市立宇和島病院 県立南宇和病院							愛媛大学医学部 附属病院

エ 産婦人科

卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
キャリア形成期間（専門研修期間）			市町から配置要望のある 公立病院若しくは診療所 又は県立病院 (地域周産期母子医療センター等)			
連携施設（関連施設を含む。）		基幹施設				
県立新居浜病院 県立今治病院 市立宇和島病院		県立中央病院 (うち3か月四国がんセンター)				
県立新居浜病院 県立今治病院 市立宇和島病院		愛媛大学医学部附属病院				

オ 救急科

卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
キャリア形成期間（専門研修期間）			市町から配置要望のある 公立病院若しくは診療所 又は県立病院 (二次または三次救急医療機関等)			
連携施設（関連施設を含む。）		基幹施設				
県立新居浜病院 県立今治病院 西予市立西予市民病院 西予市立野村病院 市立宇和島病院 県立南宇和病院		県立中央病院				
県立新居浜病院 県立今治病院 市立八幡浜総合病院 市立宇和島病院		愛媛大学医学部附属病院				

カ 総合診療科

卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
キャリア形成期間（専門研修期間）			市町から配置要望のある 公立病院若しくは診療所 又は県立病院			
連携施設（関連施設を含む。）		基幹施設				
県立新居浜病院 県立今治病院 久万高原町立病院 市立八幡浜総合病院 西予市立西予市民病院 西予市立野村病院 伊方町国保瀬戸診療所 市立宇和島病院 鬼北町立北宇和病院 松野町国保中央診療所 県立南宇和病院 愛南町国保内海診療所		県立中央病院				
県立新居浜病院 県立今治病院 西条市立周桑病院 久万高原町立病院 市立大洲病院 市立八幡浜総合病院 西予市立西予市民病院 西予市立野村病院 伊方町国保瀬戸診療所 市立宇和島病院 宇和島市立津島病院 松野町国保中央診療所 県立南宇和病院 愛南町国保一本松病院 愛南町国保内海診療所		愛媛大学医学部附属病院				

キ その他診療科

卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
		キャリア形成期間				
	市町から配置要望のある 公立病院若しくは診療所 又は県立病院	県立中央病院 愛媛大学医学部 (附属病院を含む。) 自治医科大学 (附属病院及び附属さいたま医療 センターを含む。) その他知事が認めた医療機関				市町から配置要望のある 公立病院若しくは診療所 又は県立病院